

# 第11章 廃棄物

## 1 クリーンセンターの概要

市内から排出される一般廃棄物の処理をクリーンセンターにおいて行っています。クリーンセンターは、ごみ焼却施設と不燃物処理施設で構成されています。

ごみ焼却施設は、2001（平成13）年度、2002（平成14）年度の2ヶ年継続事業でダイオキシン類の削減を図るため「排ガス高度処理施設改造工事」を実施し、2002（平成14）年10月から焼却炉1炉で焼却処理を行っています。

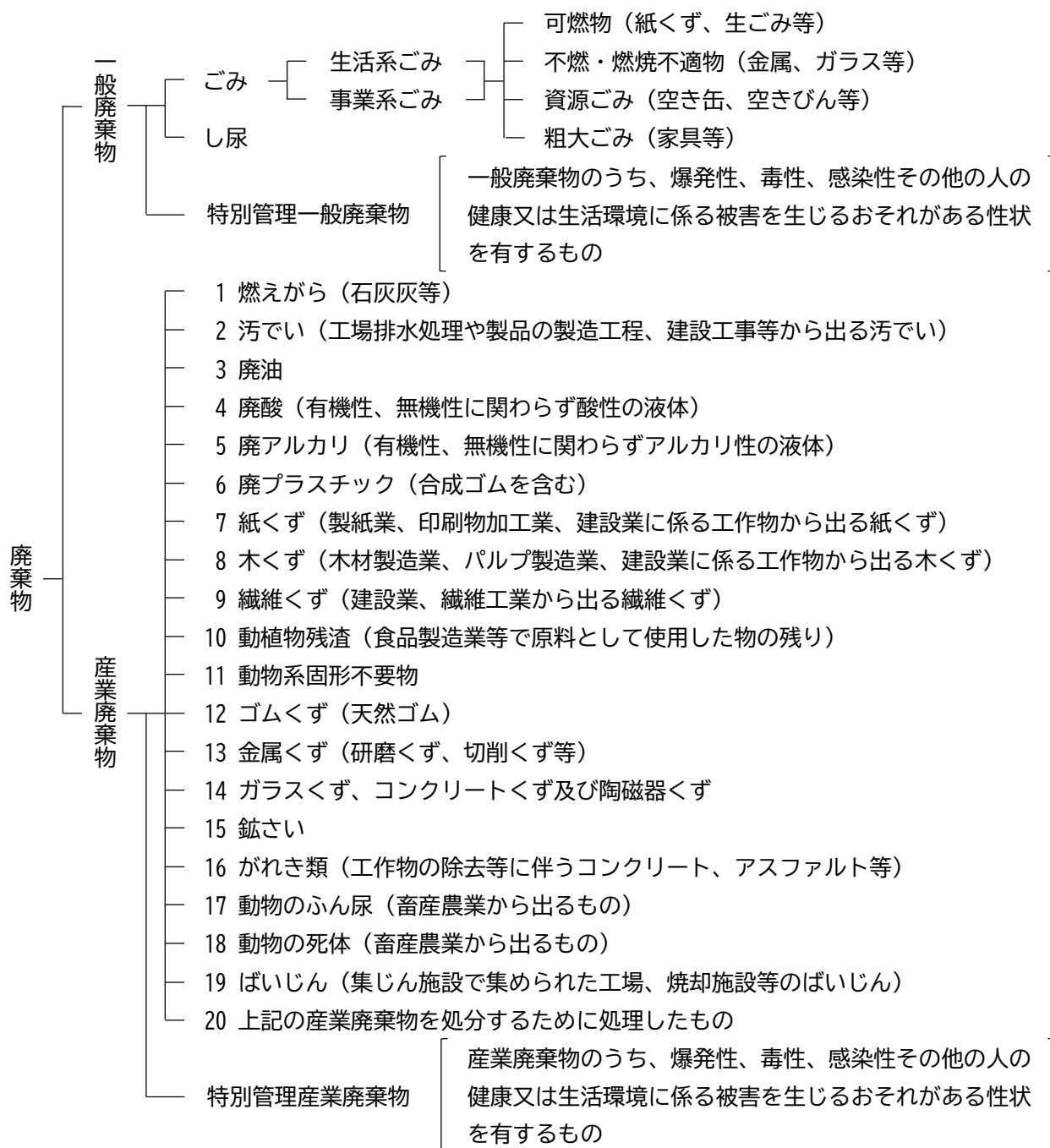
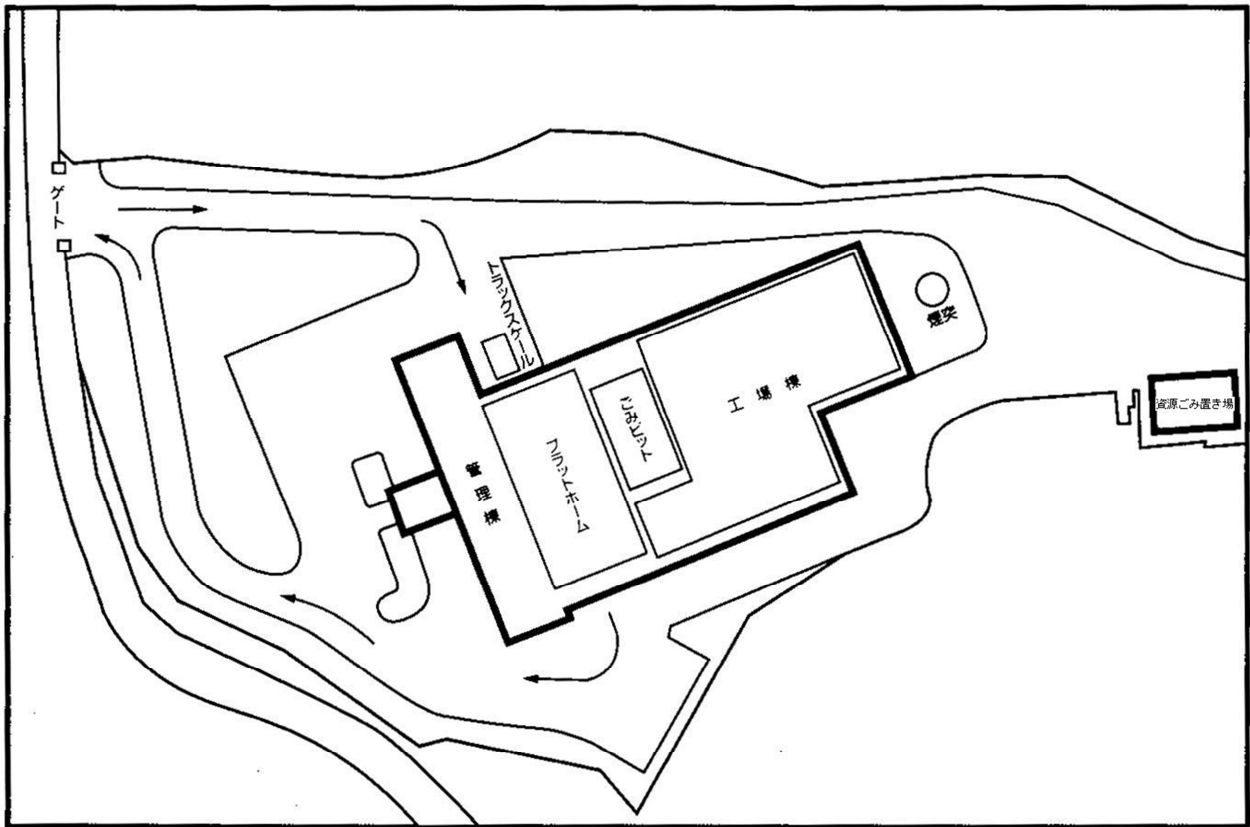


表11-1 勝浦市クリーンセンター施設概要

施設名称	勝浦市クリーンセンター
所在地	勝浦市串浜1936-18
敷地面積	10,145m <sup>2</sup> (有効面積 5,500m <sup>2</sup> )
建設年度	着工 1983 (昭和58) 年10月 ~ 竣工 1985 (昭和60) 年3月
改造工事	着工 2001 (平成13) 年7月 ~ 竣工 2002 (平成14) 年9月
処理能力	ごみ焼却施設 35t/日 (35t/16h×1基)
	不燃物処理施設 10t/日 (10t/5h×1基)
処理方式	ごみ焼却施設 准連続燃焼式流動床炉
	不燃物処理施設 機械式破碎・選別設備による4種選別
施設全体配置	図11-1 のとおり

図11-1 勝浦市クリーンセンター施設配置図



## 2 ごみ収集から処理・処分の流れ

### (1) 収集

#### ①家庭ごみ

市内から排出されるごみを、可燃ごみ（紙くず類、草等）、不燃ごみ（空き缶・ガラス類、小型金物類）、資源ごみ（ペットボトル、衣類、古紙類、びん類、プラスチック製容器包装、その他製品プラスチック）、粗大金物（指定された7品目）の4種類に分別し、約880ヶ所にごみ集積所を設け収集しています。また、申し込みによる粗大ごみの戸別収集（有料）を行っています。

表11-2 家庭ごみの分類

(ア) 可燃ごみ	黄色い半透明の指定袋（サイズ：20L、30L、40L）または証紙を貼った青色の旧指定袋（サイズ：30L、45L）を使用し、週2回収集しています。
(イ) 不燃ごみ	透明の指定袋（サイズ：30L、45L）を使用し、月2回収集しています。
(ウ) 資源ごみ	ペットボトル、衣類を土曜日に、古紙類（ダンボール、新聞紙、雑誌類、雑がみ、飲料用紙パック）を水曜日にそれぞれ月2回収集しています。 ペットボトルは透明の指定袋を使用し、衣類と古紙類についてはひもで十字にしばって出すこととしています。 びん類は青・黄色のコンテナに、無色透明びんと色付きびんをそれぞれ分別し、月2回収集しています。プラスチック製容器包装は透明の指定袋を使用し、概ね月3回収集しています。その他製品プラスチックは、小型のものについては透明の指定袋を使用し、大型のものについてはそのままの状態、金物7品目の集積所で年3回収集しています。
(エ) 粗大金物類	市であらかじめ指定した7品目を金物7品目の集積所で年3回収集しています。
(オ) その他	可燃性粗大ごみ（ふとん、タンス等）は直接クリーンセンターに搬入し、10kgごとに60円の処理手数料を納めていただきます。不燃性粗大ごみ（パイプ類、家電リサイクル法対象品目やパソコンを除いた家電等）は、直接クリーンセンターに搬入（無料）していただきます。また大きさ、重さ、可燃及び不燃に関わらず、1点あたり500円での粗大ごみの戸別収集を行っています。

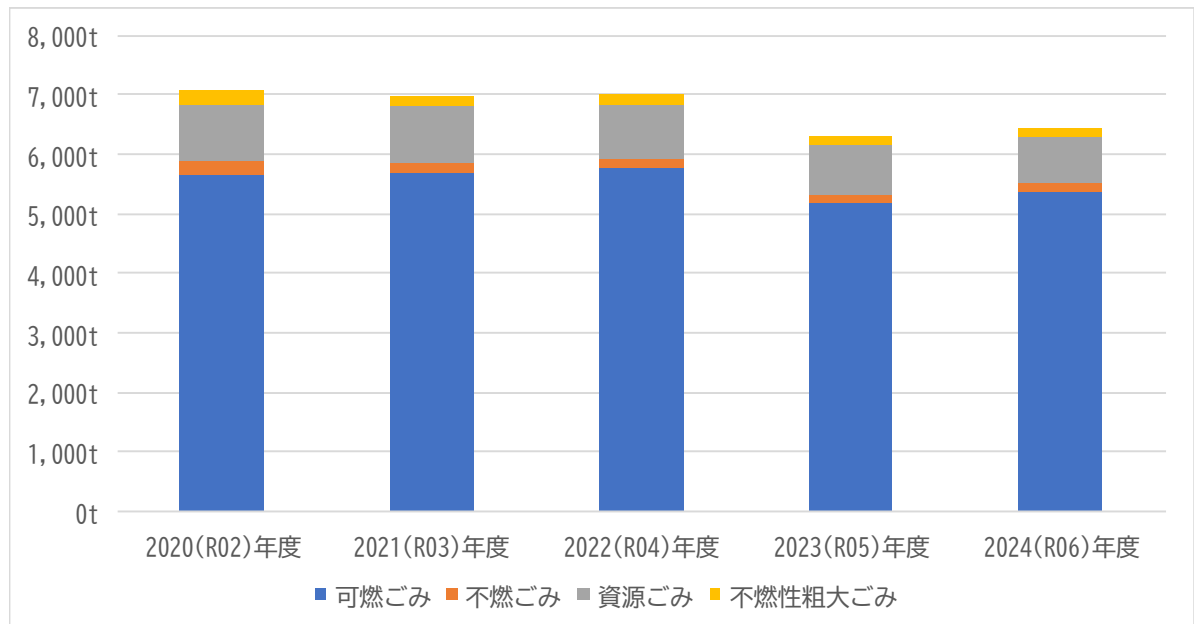
②事業系ごみ（農・漁業含む）

小売店や飲食店などの事業活動から排出される事業系ごみは事業者の責任で処理することになっていますが、生ごみ、空き缶・ガラス類、びん類、ダンボールなどといった事業系の一般廃棄物については、自らもしくは許可業者の搬入（有料）によりクリーンセンターで受け入れており、10kgごとに60円の処理手数料を納めていただきます。

表11-3 過去5年間ごみの種類別搬入量 (単位：t)

種別 \ 年度	2020(R02)	2021(R03)	2022(R04)	2023(R05)	2024(R06)
可燃ごみ	5,674	5,689	5,755	5,179	5,371
不燃ごみ	206	184	179	158	154
資源ごみ	961	919	896	822	776
不燃性粗大ごみ	232	188	168	152	127
合計	7,073	6,980	6,998	6,311	6,428

図11-2 過去5年間ごみの種類別搬入量



(2) 処理・処分

クリーンセンターに収集された可燃ごみは、焼却処理します。焼却により発生する灰はセメントで固化し、最終処分場で埋立処分しています。

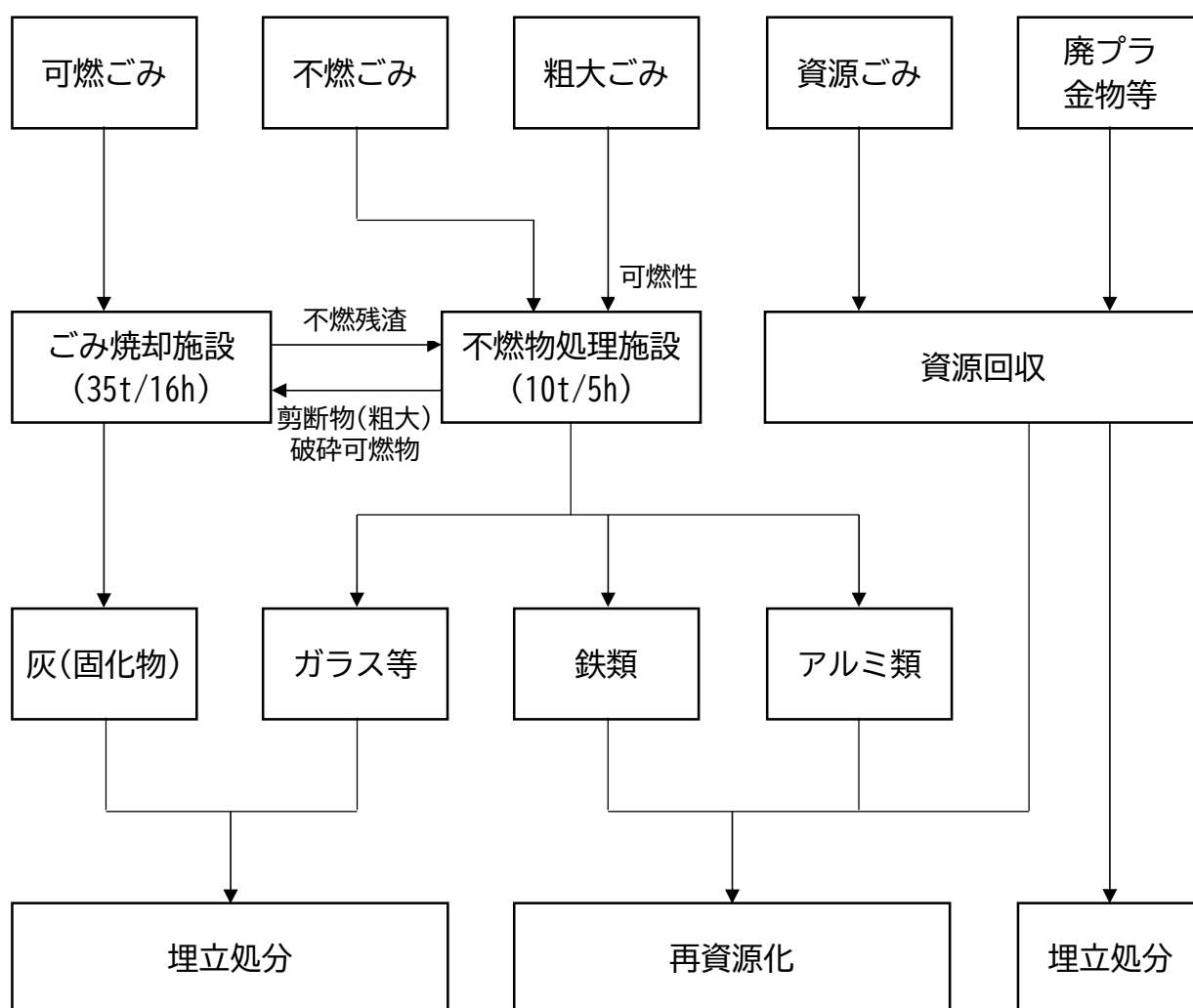
空き缶類は鉄とアルミに分類しプレス処理した後、再資源化します。ガラス類は破碎した後、最終処分場で埋立処分します。

ペットボトル、衣類、古紙類、びん類は再資源化します。

プラスチック製容器包装は、(公財)日本容器包装リサイクル協会を通じて再商品化を行っています。

その他トタン、パイプ類、廃家電、廃プラスチックなどの不燃性粗大ごみについては、資源となるものを回収した後、残渣を最終処分場で埋立処分します。

図11-3 ごみ処理フロー図



(3) 処理実績

①ごみ焼却量

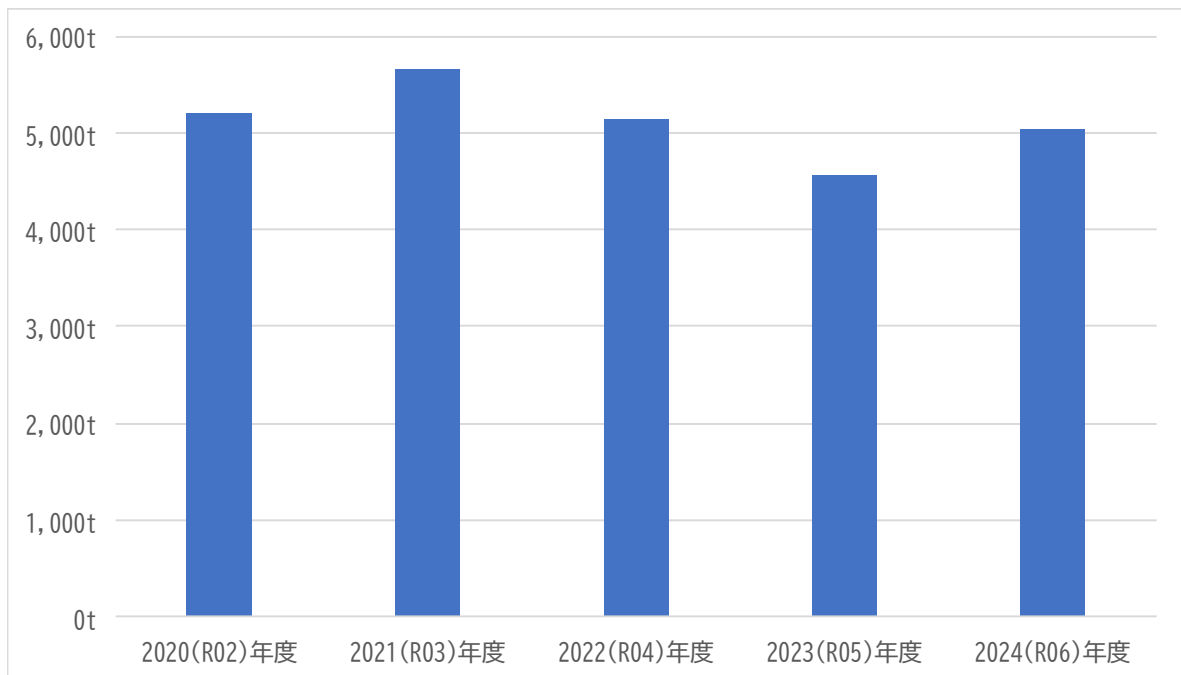
2000（平成12）年度からごみの分別収集を、2008（平成20）年7月から可燃ごみの有料化を開始したことにより、それまで焼却処理されていた古紙類、衣類、ペットボトルなどが資源回収され、年度ごとに増減がありますが、ゆっくりと減少傾向にあります。

ごみの焼却には多くの費用がかかりますので、一人ひとりがごみに対する認識を改め、物を大切にし、リサイクルを心がけ、ごみを減らしていくよう努めなければなりません。

表11-4 ごみ焼却量の推移

項目 \ 年度	2020 (R02)	2021 (R03)	2022 (R04)	2023 (R05)	2024 (R06)
ごみ焼却量 (t/年)	5,201	5,659	5,146	4,553	5,046
延べ焼却日数 (日/年・炉)	238	230	220	186	204
実平均焼却量 (t/日)	21.9	24.6	23.4	24.5	24.7
稼働炉数 (炉)	1	1	1	1	1
定格処理能力 (t/日)	35	35	35	35	35

図11-4 ごみ焼却量の推移



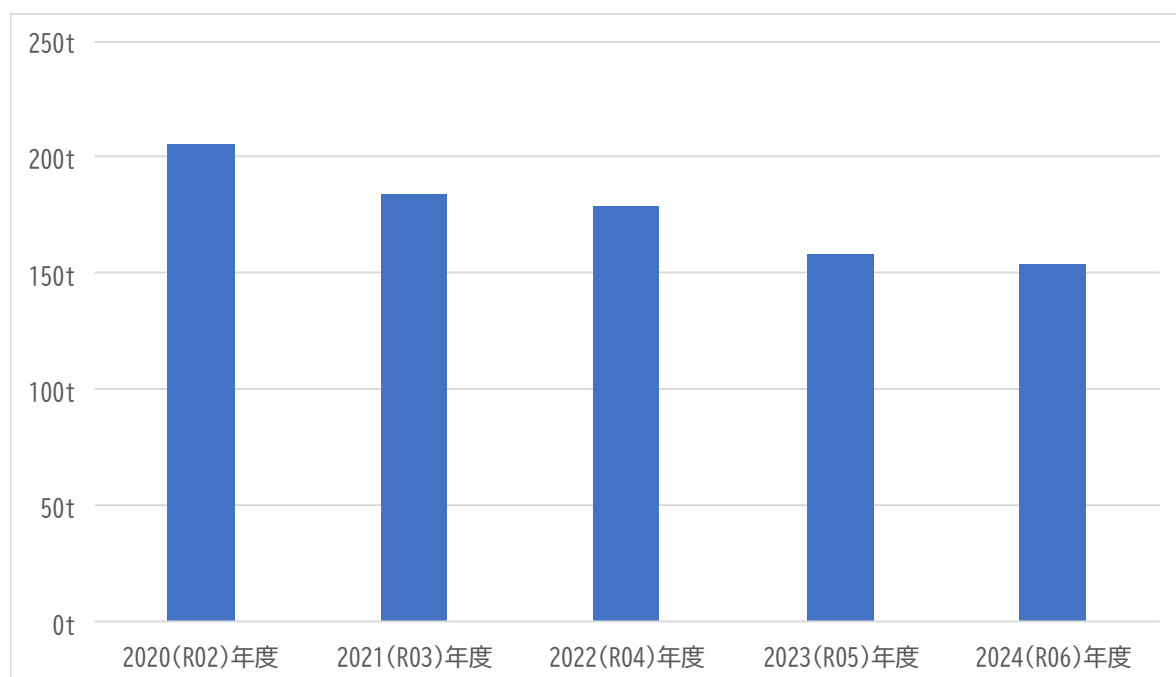
## ②不燃物処理量

過去5年間の空き缶・ガラス類処理量は、2017（平成29）年度が年間218tと最も多く、その後は減少傾向にあります。2000（平成12）年度からごみの分別収集を開始したことにより処理量が大幅に減少したこと、びん類を資源として回収したことによる成果及び容器として使用されていたびん類が減少したことが要因とされます。

表11-5 不燃物処理量の推移

項目 \ 年度	2020 (R02)	2021 (R03)	2022 (R04)	2023 (R05)	2024 (R06)
不燃物処理量 (t/年)	206	184	179	158	154
延べ稼働日数 (日/年)	238	310	310	308	309
実平均処理量 (t/日)	0.9	0.6	0.6	0.5	0.5
定格処理能力 (t/日)	10	10	10	10	10

図11-5 不燃物処理量の推移



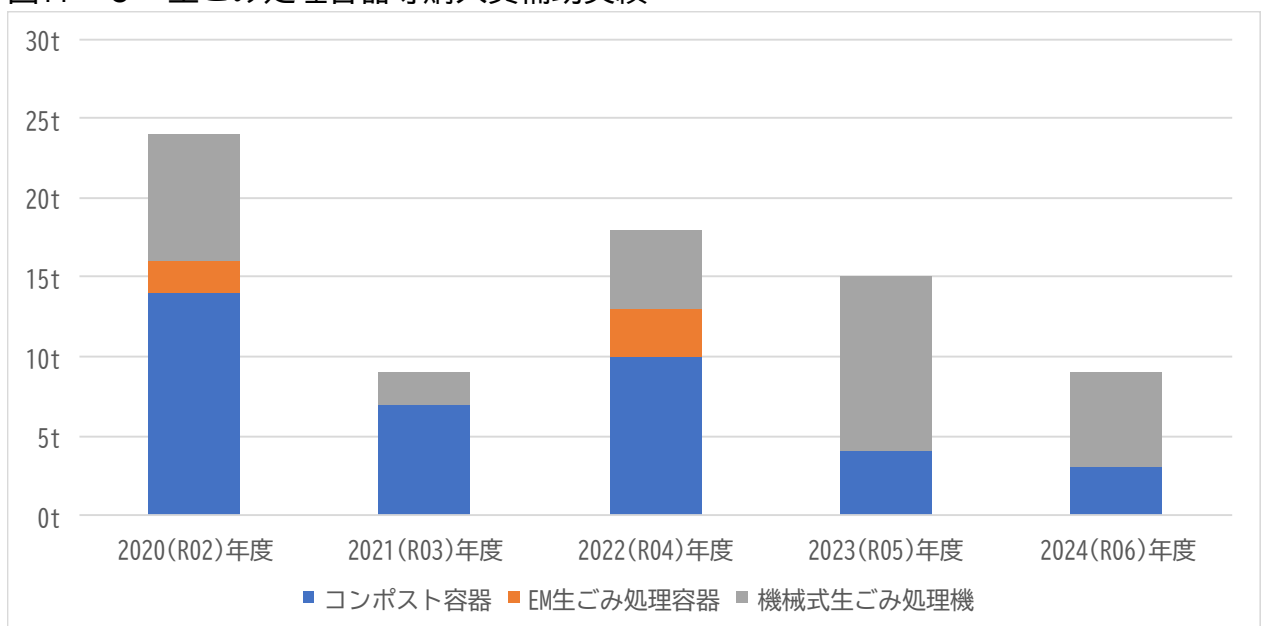
### 3 ごみ減量対策

1993（平成5）年9月より、家庭の生ごみ減量化対策の一環として、生ごみを堆肥化させるコンポスト容器を購入し、かつ設置した市民に対して購入費の一部に補助金を交付する、生ごみ堆肥化容器及び機械式生ごみ処理機購入費補助制度を実施しています。また、2001（平成13）年度より有用微生物群（EM）を利用して生ごみを堆肥化させるEM生ごみ処理容器と機械式生ごみ処理機も補助対象としました。

表11-6 生ごみ処理容器等購入費補助実績 (単位：基)

年度	種別	コンポスト容器	EM生ごみ処理容器	機械式生ごみ処理機
2020(R02)		14	2	8
2021(R03)		7	0	2
2022(R04)		10	3	5
2023(R05)		4	0	11
2024(R06)		3	0	6

図11-6 生ごみ処理容器等購入費補助実績



## 4 し尿

### (1) し尿の収集・処理

し尿の収集は、2000（平成12）年4月1日より収集業務の効率化を図るため、委託業者により定期的（概ね月1回）に市内全域を車両4台で行っています。し尿は浄化槽汚泥（許可業者による収集）と共に衛生処理場（1982（昭和57）年3月に竣工、高負荷酸化処理方式、処理能力40kL/日）において処理しています。ここで発生する汚泥は再利用の促進と循環型社会の構築のため、委託業者により堆肥化しています。

表11-7 衛生処理場施設の概要

処理対象廃棄物	し尿、浄化槽汚泥
所在地	勝浦市部原2141番地
処理能力	40kL/日
処理方式	(1) 前処理 破碎機＋し渣焼却（小型焼却炉） (2) 一次処理 高負荷酸化処理方式 (3) 二次処理 活性汚泥・散水ろ床処理方式 (4) 汚泥処理 遠心脱水（分離液と脱水汚泥に分離）処理方式 ＋焼却処理 （1983（昭和58）年～1999（平成11）年） ＋焼却及び脱水処理 （2000（平成12）年～2001（平成13）年） ＋脱水処理 （2002（平成14）年～現在） (5) 脱臭処理 酸洗浄＋アルカリ洗浄＋活性炭吸着

表11-8 車両（号車）別し尿汲み取り地域

号車	汲み取り区域
1	勝浦、出水、墨名、串浜（春日台）地区
2	勝浦、浜勝浦、出水、川津、沢倉、新官、部原地区及び旭ヶ丘団地、万名浦団地及び梨の木団地
3	串浜（春日台を除く）、松部、大沢、浜行川、興津、守谷、鵜原地区
4	上大沢、台宿、上植野、名木、大森、中里、赤羽根、上野、植野、中島、南山田、北区及び関谷、中谷、新戸、宿戸、白木、白井久保、芳賀、大楠、小松野、松野、中倉、杉戸、佐野、市野郷、市野川地区及び串浜新田台

表11-9 し尿処理実績（2024（令和6）年度）

種別 年月		し尿汲み取り量					浄化槽 汚泥 持込量 (kL)	脱水 汚泥 搬出量 (t)
		1号車 (kL)	2号車 (kL)	3号車 (kL)	4号車 (kL)	合計 (kL)		
2024(R06)年	4月	15.2	33.7	35.7	35.4	120.0	404.4	27.39
	5月	13.8	34.7	34.7	31.8	115.0	456.1	32.52
	6月	10.6	34.4	34.1	33.8	112.9	365.8	32.47
	7月	11.0	34.5	42.6	36.4	124.5	497.9	25.63
	8月	24.3	42.1	54.4	34.5	155.3	465.7	29.93
	9月	11.1	29.0	29.1	31.6	100.8	401.9	20.89
	10月	10.6	36.3	33.1	38.4	118.4	512.9	32.72
	11月	11.5	39.7	39.8	36.1	127.1	558.4	43.23
	12月	11.1	34.3	38.2	36.8	120.4	437.6	27.85
2025(R07)年	1月	8.3	32.9	27.7	31.5	100.4	442.1	39.54
	2月	12.7	31.5	29.1	30.6	103.9	465.5	27.93
	3月	10.2	34.5	32.7	31.8	109.2	586.5	38.87
合計		150.4	417.5	431.3	408.7	1,407.9	5,594.8	378.97

## (2) 浄化槽

下水道の整備されていない地域でトイレを水洗にするには、浄化槽の設置が必要となります。浄化槽には、し尿のみを処理する単独処理浄化槽と生活排水全般を処理する合併処理浄化槽の2種類があります。単独処理浄化槽は、し尿のみの処理に限られ、その他の生活雑排水は未処理のまま放流されることから、排水全体のBODで考えた場合、約80%が未処理のまま放流されていることとなります。これに対し、生活排水のすべてを処理することのできる合併処理浄化槽のBOD除去率は90%以上ですので、家庭から排出される処理水のBODは10分の1以下に減少することとなります。

第4章水質汚濁でも述べたとおり、下水道の整備されていない本市においては、公共用水域の水質汚濁を防止するために合併処理浄化槽の普及は不可欠と考えます。

既存の住宅の単独浄化槽または汲み取り式便所を合併処理浄化槽に転換する場合、設置費用の一部を補助する制度があります。なお、2001（平成13）年度以降、浄化槽法の規定により単独処理浄化槽の設置はできなくなりました。

## ①浄化槽の維持管理について

浄化槽は微生物の働きを利用して、汚水を処理する装置ですので、正しい使い方と適正な維持管理を行う必要があります。維持管理を適正に行わないと、浄化槽の機能が低下し、水質汚濁や悪臭などの原因となります。

## (ア) 保守点検

保守点検は、浄化槽の点検・修理、スカムや汚泥の状況確認、消毒剤の補充などを行います。専門的な知識が必要となりますので、千葉県に登録を受けた保守点検業者に委託が必要です。

表11-10 単独処理浄化槽の保守点検回数

対象人員	全ばっ気方式	分離接触ばっ気方式	散水ろ床方式
		分離ばっ気方式 単純ばっ気方式	平面酸化床方式 地下砂ろ過方式
20人以下	3ヶ月に1回以上	4ヶ月に1回以上	6ヶ月に1回以上
21人以上 300人以下	2ヶ月に1回以上	3ヶ月に1回以上	6ヶ月に1回以上
301人以上	1ヶ月に1回以上	2ヶ月に1回以上	6ヶ月に1回以上

表11-11 合併処理浄化槽の保守点検回数

対象人員	分離接触ばっ気方式、嫌気ろ床接触ばっ気方式 脱窒ろ床接触ばっ気方式
20人以下	4ヶ月に1回以上
21人以上50人以下	3ヶ月に1回以上

(イ) 清掃

浄化槽内に溜まった汚泥などを抜き取る作業のことをいいます。これは、市の許可を受けた浄化槽清掃業者が行いますので、許可業者に委託することになります。また、清掃回数は年1回以上が原則となりますが、浄化槽の方式・使用頻度によって、汚泥などの溜まり具合が異なりますので、清掃時期については保守点検業者からの助言にしたがってください。

②法定検査

(ア) 設置後の水質検査（7条検査）

浄化槽の設置工事等が適正に行われたか否かを判断するため、浄化槽の使用開始後3～5ヶ月の間に、県の指定した検査機関（（一財）千葉県環境財団）による水質検査を受けることが義務づけられています。

(イ) 定期検査（11条検査）

浄化槽の保守点検及び清掃が適正に行われているか否かを判断するため、毎年1回、県の指定した検査機関（（公社）千葉県浄化槽検査センター）による定期検査を受けることが義務づけられています。

表11-12 検査手数料（7条検査、11条検査）（単位：円）

種別 人槽区分	7条検査 設置後の水質検査	11条検査 定期検査	
	合併処理浄化槽	単独処理浄化槽	合併処理浄化槽
10人槽以下	10,000	5,000	5,000
11人槽～20人槽	14,000	8,000	10,000
21人槽～50人槽	15,000	9,000	11,000
51人槽～100人槽	18,000	12,000	14,000
101人槽～300人槽	20,000	14,000	16,000
301人槽～500人槽	22,000	16,000	18,000
501人槽以上	26,000	20,000	22,000

③浄化槽の使用上の注意

- (ア) ブロワー（モーター）の電源を切らないこと。
- (イ) 劇薬の使用はさけ、洗剤を使用する場合は表示された使用量を守ること。
- (ウ) 水はきちんと流すこと。
- (エ) トイレトペーパーを使用すること。
- (オ) 浄化槽の上部、周辺にはものを置かないこと。
- (カ) 故障のときは、直ちに保守点検業者に連絡し処置をすること。